

第3号議案 平成23年度事業計画

平成23年度事業計画書(案)

平成23年4月1日から平成24年3月31日まで

我が国の景気は、円高の煽りを受けて足踏み状態となっており、失業率が高水準にあるなど厳しい状況にある中、平成23年3月11日に東日本大震災が発生し、日本経済のみならず世界経済へも深刻な影響が懸念されています。政府においては、新成長戦略等の施策に加え、震災復興策の実施により経済停滞を脱却し、景気回復を実現することを目指しております。

これからの土地住宅流通を展望すると、総務省発表の直近の統計調査では全国の総世帯数4,999万世帯に対して総住宅数は5,759万戸と発表され量的には満たされています。これから先、新築需要の減少が予測される中、政府は、住宅ストックの活用、既存住宅市場の整備について本格的に取り組む事を新成長戦略に位置づけ、既存住宅及びリフォームの促進による住宅市場の活性化を推進することとされました。この既存住宅の流通促進こそ我々宅建業者の業務拡大に欠かせません。

当地方本部としても業務に係わる最新情報を提供し、業者間の知識や技術に偏りが生じないよう研修を実施したいと思います。

また、複雑化する苦情や多岐にわたる相談に迅速・適切に対応できる体制も強化して参ります。消費者の権利利益の保護と業界の信頼確保のため、認証申出を的確に処理できる体制も充実強化します。

保証協会は今年度に公益社団法人として認定申請する方針です。現在は組織と事業の見直しを行い、申請に向けての準備が着々と進められています。当地方本部としては、中央本部の指導の下、適切な運営に努めて参ります。

以上の観点に立って、下記のとおり地方本部の事業を実施します。

記

1. 入会審査業務

入会希望者の早期開業を図るため、月二回審査会を行います。

2. 苦情解決処理業務

宅地建物取引業にかかる苦情解決申し出については迅速かつ適正に処理します。

3. 弁済業務

消費者保護の観点から最優先事項として適切かつ公正、迅速な処理を行います。

4. 求償業務

弁済認証の対象となった会員への求償業務を強化します。

5. 研修業務

宅地建物取引業法に基づいた研修会の内容充実と会員の参加意識の高揚を目指します。

6. 広報業務

会報等を通して適宜関係法令の周知を図ります。

7. 手付金保証、保管業務

宅地建物取引業法に基づくこれらの業務を適宜、会報等でこの制度の案内を行います。